

さらに働きやすい建設現場を目指します！

(適切な工期設定の取組を一層強化します)

建設業における労働環境の改善を図るため、島根県発注工事において『適正な工期設定』をより確実にいき、建設業界の働きやすい環境づくりを目指します。

■ 背景

建設業の新たな取組として、“新3K”が注目を集めています。“新3K”とは、「給与が適正・休暇を取れる・希望が持てる」という3つの要素で構成される言葉です。

この“新3K”の実現に向けて、島根県では『適正な工期設定』の取組をさらに強化します。



■ 課題

現状、工期の算定方法については、島根県建設工事積算基準に記載していますが、『適正な工期設定』にあたっては、以下のような課題が生じています。

- ①受発注者間でクリティカルパス^{※1}の考え方が異なる場合、実際の工程と相違が生じること
- ②工事の施工途中に生じた悪天候等により、施工に障害が発生した場合の運用がないこと
- ③工期設定に影響を与える「地元住民・地元団体（農業、漁業組合等）との調整」や「資機材や労働需要のひっ迫状況」といった条件について、受発注者双方で共有・確認するツールがないこと

■ 課題に対する対策

- ①「土木工事における適正な工期設定のガイドライン^{※2}」として取りまとめることで、これらの課題を考慮した確実な工期設定に取り組みます。
- ②雨や雪といった天候により（受注者の責によらない^{※3}）工期の変更が必要となった際には、それに伴う間接工事費も含めた変更契約について協議できる運用を明記します。
- ③工期設定において考慮すべき事項を新たにチェックリスト形式で示し、受発注者双方で共有・確認することにより、工期設定にあたる業務の的確性の確保を支援します。

※1 クリティカルパス：工事を進めていく上でスケジュールに影響が出る作業手順のこと。クリティカルパスを明確にすることで、工事全体の作業日数や必要工数を的確に把握することができる。

※2 対象：農林水産部及び土木部が所管する公共工事（建築住宅課及び港湾空港課、水産課、森林整備課所管の森林整備工事を除く）

※3 受注者の責によらない事例：□著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

□工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

□資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合